

障害児入所支援

障害児入所支援とは、福祉型障害児入所施設、
医療型障害児入所施設を指す。

障害児入所支援の概要

- 障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編。
- 現行の障害児入所施設は、医療の提供の有無により、「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行。

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児施設

第2種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児療護施設

第1種自閉症児施設(医)

肢体不自由児施設(医)

重症心身障害児施設(医)

【都道府県】

障害児入所支援

・福祉型

・医療型

(医)とあるのは医療を提供

障害児入所支援のイメージ(案)

～支援機能の充実と、地域に
開かれた施設を目指す～

○ 改正後のあり方

- ・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実。
 - ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
 - ・ 18歳以上の障害者は障害者施策(障害者サービス)で対応することになることを踏まえ、自立(地域生活への移行)を目指した支援

○ 対象児童

- ① 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
- ② ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児
※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 提供するサービス

【福祉型障害児入所施設】

- ① 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

【医療型障害児入所施設】

- ① 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

- ① 障害の特性に応じて提供

①とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

実施基準設定に関する考え方(案)

実施基準については、報酬に影響することから、具体的な内容は24年度予算編成過程で検討するが、検討に当たっての基本的な考え方は次のとおり。

- 各施設の円滑な移行と、これまでのサービス水準を維持できるよう設定
- 施設の一元化の趣旨を踏まえ、各施設毎に異なっていた実施基準(人員・設備基準)について、一本化を図ることを基本

・福祉型障害児入所施設は、現行の知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行等を考慮し、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。

・医療型障害児入所施設は、現行の第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行等を考慮し、医療法に定める病院としての基準のほか、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。

・サービス管理責任者に相当する者については、配置(兼務可)する方向で検討。

※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

- 重度・重複障害、被虐待児への対応や、障害によって専門的な支援を必要とする場合に、継続して提供できるよう設定

・知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害、発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できるようにする。

改正法の趣旨を踏まえた重症心身障害児施設の対応(案)

18歳以上の障害児施設入所者は、平成24年4月から他の障害者と同様に障害者施策(障害者サービス)により対応することとなる。

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても同様であるが、

- ① 重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている(※現行では療養介護)
- ② 重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましい

ことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いについても検討。

特例的な取扱い

医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施

医療型障害児入所施設と療養介護の両方の指定を同時に取れるようにする。

附則3条に基づく対応;

- ・ 定員は、児・者で区分しない、職員・設備について兼務・共用を可とする方向で検討
- ・ 療養介護の見直しを検討(重症心身障害者を受け入れた場合の報酬上の評価等を検討)

医療型障害児入所施設
(児童福祉法)

療養介護
(障害者自立支援法)

児者一貫した支援の確保

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力

(※)重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応

18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、次の中から施設の方向性を選択することが必要。また、その準備等を考慮し、移行までの経過措置を基準省令上に定める方向で検討。

【選択肢】

【考え方・留意点】

【基準省令上の経過措置(案)】

障害児入所施設

障害児施設として維持

- 18歳以上の入所者は、地域生活へ移行するための支援を受ける。
 - ① グループホーム、ケアホームなどを利用
 - ② 地域の障害者施設へ移行
- 地域生活移行等までの計画期間を設定

- ◆ 施行後直ちに全ての入所者を地域生活へ移行させることは困難なため、「地域生活移行までの経過措置」を講ずる。
 - (※)従前の基準でも障害者サービスの指定を受けることができる方向で検討
 - (※)地域生活移行計画は、各施設が定め(5年以内)、都道府県等に届出

障害者施設に転換

- 障害者のみを対象(障害児の入所枠は廃止)
- 障害者は障害者サービスを受けることになる。施設の利用を継続し、退所させられることはない

- ◆ 施行後直ちに、障害者施設の基準・サービス内容を満たすことが困難な場合があることから、「基準適用の緩和に関する経過措置」を講ずる。
 - (※)障害者の基準適用を一定期間猶予する方向で検討
 - (※)障害者サービス移行期間は、各施設が定め(5年以内)、都道府県等に届出

障害者施設と障害児施設の併設

- 施設の併設(又は、障害児施設と障害者施設(サービス)の両方の指定)
- 障害者は障害者サービスを受けることになる。施設の利用を継続し、退所させられることはない

- ◆ 施行後直ちに、①者施設と児施設の基準・サービス内容を満たすことができない場合、②児者を明確に区分することができない場合、「基準適用の緩和に関する経過措置」を講ずる。
 - (※)者の基準適用を一定期間猶予する方向で検討
 - (※)障害者サービス移行期間は、各施設が定め(5年以内)、都道府県等に届出。

指定有効期限の残存期間(最短で半年間)の間に、都道府県と相談し方向性を検討。

○18歳以上の入所者への対応 ～各選択肢の具体的内容(案)～

	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児については、そのまま支援。 ・18歳以上の障害者は、5年以内をメドに地域生活等への移行を目指し計画的な支援を行う。 ・なお、障害者に対しては、①障害者サービスの指定が期間限定であり、②基準適用についても従前の基準で可とすることを検討することから、旧法施設体系のような昼夜一体的なサービスを認める方向で検討。ただし、改正の趣旨に鑑み、できる限り昼夜分離のサービス提供に努めることが望ましい。 	
<p>障害児施設として維持</p>	<p>○事業者の手続き</p> <p>障害児施設のうち一部を障害者サービス(例:施設入所支援+生活介護)として新たに指定</p> <p>地域生活等への移行が完了した段階で障害者サービスの指定を取消</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※障害児施設の指定は継続されるため、期間内は、両方の指定を受ける</p> </div>	<p><附則3条に基づく基準設定上の配慮、その他の必要な措置></p> <p>(案)</p> <p>障害者サービスの基準を満たすことが望ましいが、満たさない場合(従前の基準)であっても、経過措置として指定を受けた「障害者サービス」とすることを可とする方向で検討。(5年以内)</p>
	<p>○利用者の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の障害者は、24年4月施行後すぐに、グループホーム等の障害者施策を利用する場合には、施行日までに支給決定を受けることが必要。 ・それ以外で、引き続きサービスを受ける必要がある18歳以上の障害者については、附則35条により手続きを省略して支給決定できるとされており、障害程度区分の認定を受けずに利用が可能。 ・手続きを省略して支給決定を受けた障害者は、地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けることが必要。 ・なお、障害者の新規入所はとらないが、障害児が5年の間に20歳に達した場合には、やむを得ないものとする。 	

障害者施設
に転換

<基本的な考え方>

- ・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容(地域生活等への移行)を満たさない場合は、その間、その体制に合ったサービス(昼夜一体的なサービス)でも認める方向で検討。ただし、改正の趣旨に鑑み、できる限り昼夜分離のサービス提供等に努めることが望ましい。
- ・障害児については、他の障害児施設に入所変更(その際、あらかじめ5年をメドに変更計画を作成)。計画期間内で困難となった場合には、一旦、児者併設施設に転換し、最終的には、障害児が成長し、全てが者施設に入所が可能な年齢に達した段階で、障害者施設に転換。

◎サービスの指

障害者サービス(例:施設入所支援+生活介護)として新たに指定

障害児施設の指定は、障害児がいなくなった段階で指定を取消

※障害児がいなくなるまでの間は、両方の指定を受ける

<附則3条に基づく基準設定上の配慮、その他の必要な措置>

(案)
直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容を満たすことができない場合は、経過措置として猶予期間(5年以内)を設ける方向で検討。
また、施設・設備基準に関する適用は、次期改築等まで猶予する。

◎利用者の手続等

- ・18歳以上の障害者は、原則、24年4月施行までに支給決定を受けるが、附則35条に基づき手続きを省略して支給決定も可能。ただし、これにより適用される報酬単価は最も低い単価になることに留意が必要。
- ・手続きを省略して支給決定を受けた障害者は、地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けることが必要。
- ・障害児については、施設と児童相談所が協議し、速やかに移行先を決定し、必要な手続きを行う。なお、その間、障害児の新規入所はとらない。

障害児施設
と
障害者施設
の併設

＜基本的な考え方＞

- ・障害児については、そのまま支援。
- ・18歳以上の障害者については、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な障害者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービス及びサービス内容(地域生活等への移行)の基準を満たさない場合は、その間、その体制に合ったサービス(昼夜一体的なサービス)でも認める方向で検討。ただし、改正の趣旨に鑑み、できる限り昼夜分離のサービス提供等に努めることが望ましい。
- ・障害児・者に対する支援については、施設改築等までの間、同一施設内支援を認めるが、できる限り障害児・者それぞれに相応しい支援を提供。

◎利用者の手続等

障害者サービス(例:施設入所支援+生活介護)として新たに指定

※直ちに児者区分ができない場合は、両方の指定を受ける

＜附則3条に基づく基準設定上の配慮、その他の必要な措置＞

(案)
直ちに障害者サービスの基準及びサービス内容を満たすことができない場合は、経過措置として猶予期間(5年以内)を設ける方向で検討。
また、施設・設備基準に関する適用は、次期改築等まで猶予する。

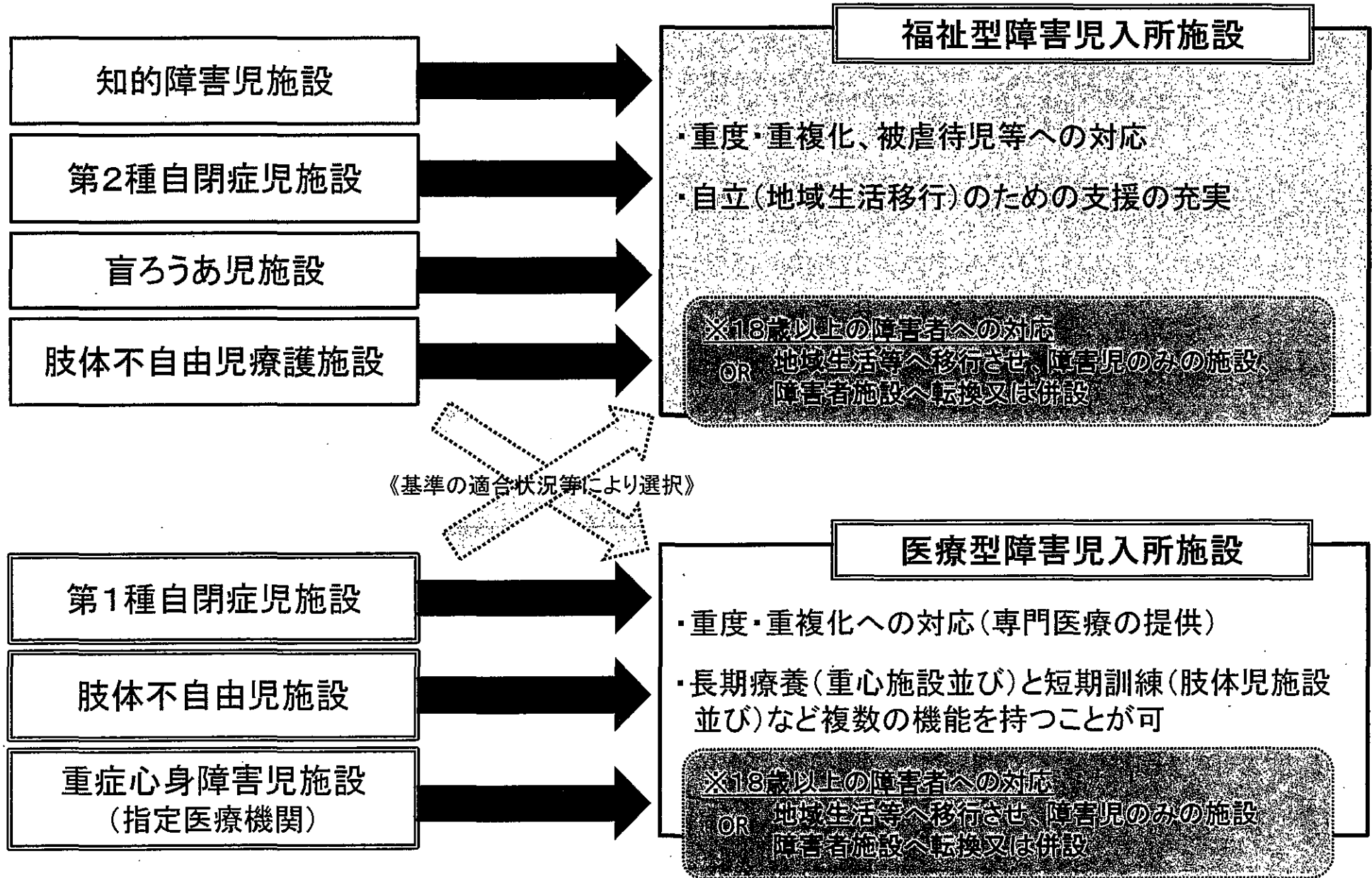
直ちに児者区分ができない場合には、障害児者共通の定員や人員・設備の兼務・共用を可とする経過措置を設ける方向で検討。

◎利用者の手続等

- ・18歳以上の障害者は、原則、24年4月施行までに支給決定を受けるが、附則35条に基づき手続きを省略して支給決定も可能。ただし、これにより適用される報酬単価は最も低い単価になることに留意が必要。
- ・手続きを省略して支給決定を受けた障害者は、地域生活等への移行までに障害程度区分の認定を受けることが必要。

各施設等における障害児入所施設への移行イメージ(案)

〔現
行〕



- 知的障害児施設
- 第2種自閉症児施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児療護施設

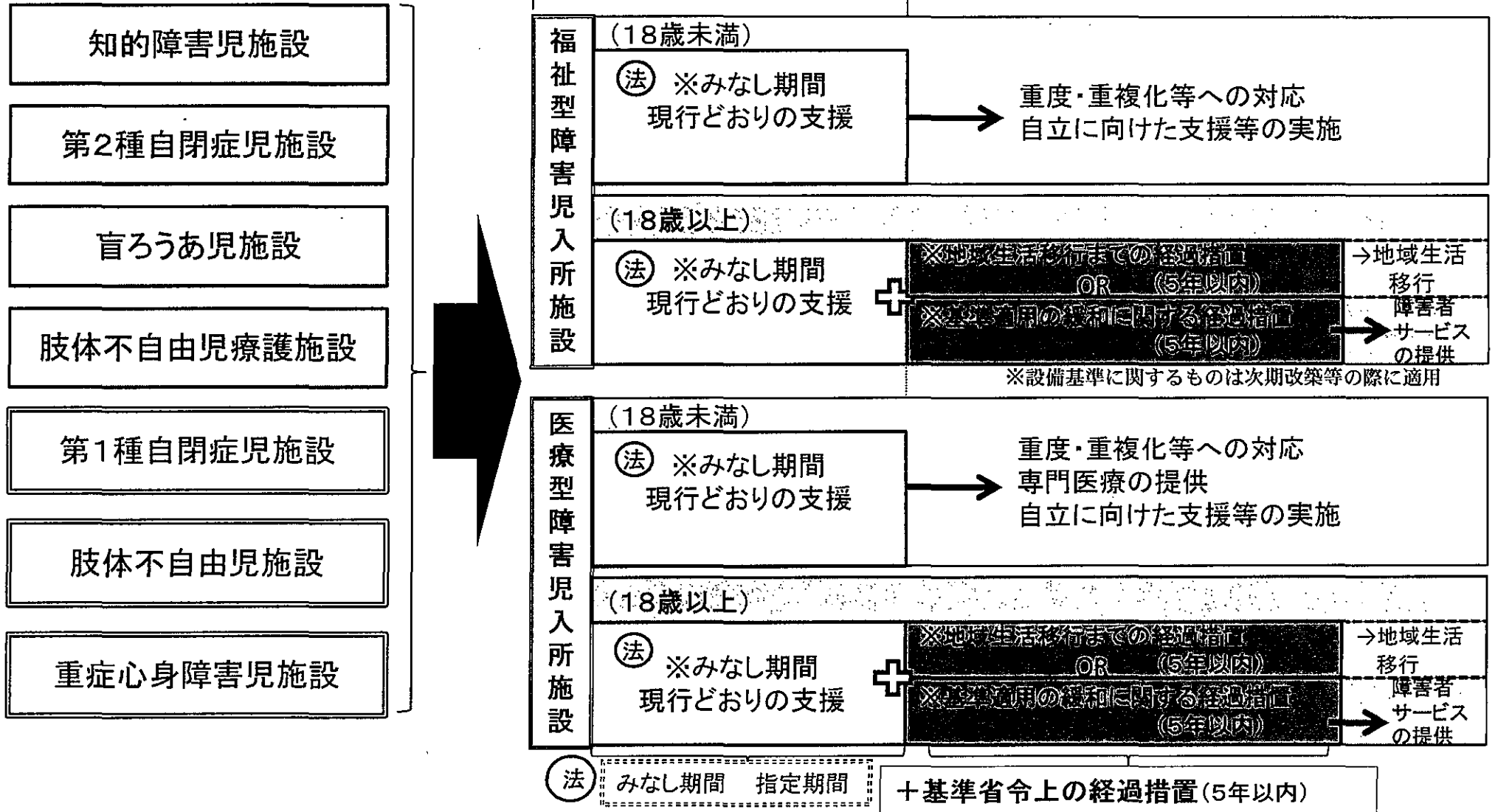
- 第1種自閉症児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
(指定医療機関)

移行に関する経過措置(案)

○ 障害児入所施設は、法律の附則に事業者指定期間の残存期間を期限としたみなし規定がある。
 18歳以上の入所者がいる場合には、この期間中に施設の方向性を検討するが、方向性によって直ちに
 直すことが困難なケースがあるので、さらに基準省令上の経過措置を講ずる。

24年4月

事業者指定期間の残存期間



(参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

◇ 事業者指定に関する経過措置 (法)

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となることに留意。

◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置 (法)

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム]

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。